

漁業構造改革総合対策事業

【3, 402百万円】

対策のポイント

漁業の競争力を強化し国際規制に対応するため、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証への取組に必要な経費を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国の漁業は、輸入水産物や外国漁船との競合、資機材の高騰など、厳しい経営環境にあります。
- ・このため、将来にわたる水産物の安定供給を確保し、地域の主要産業である漁業の競争力を強化するために、収益性の高い操業・生産体制への転換を早急に図る必要があります。

政策目標

収益性の高い操業・生産体制への転換を促進

<主な内容>

漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進するため、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援します。

補助率：定額、用船料相当額の1／2、1／3以内等
事業実施主体：特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

[お問い合わせ先：水産庁研究指導課 (03-6744-0205)]

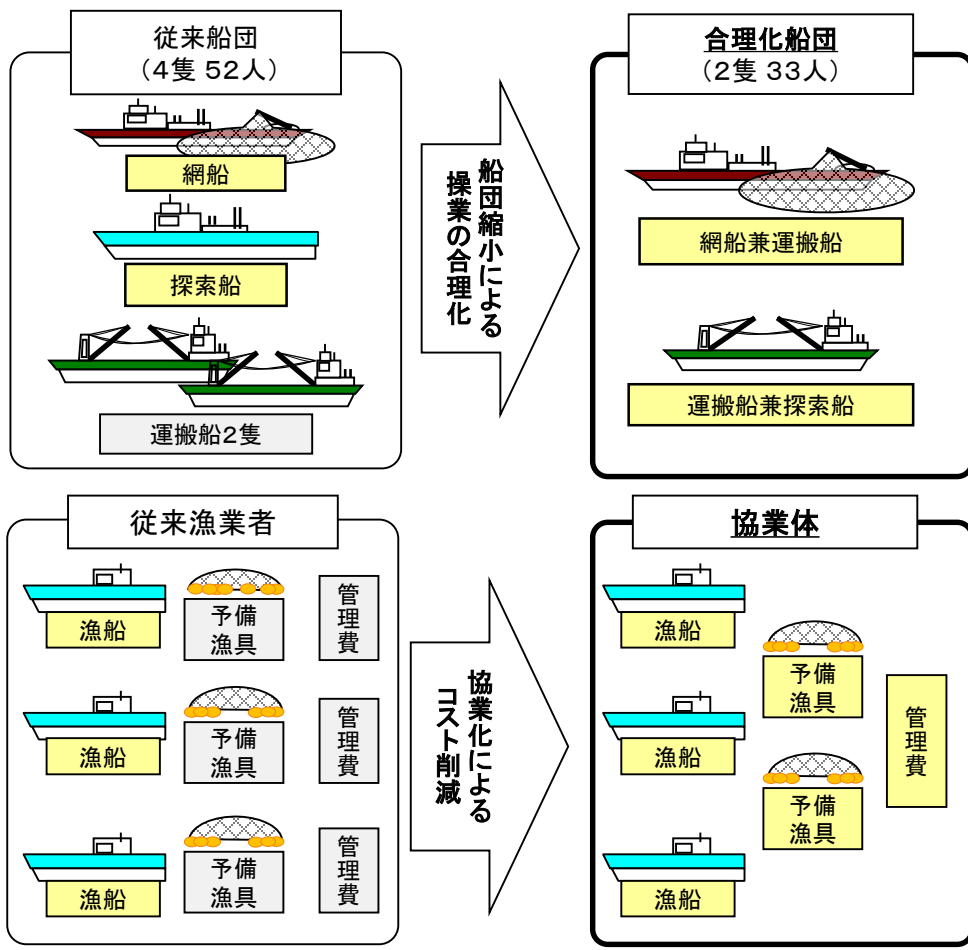
漁業構造改革総合対策事業

【平成28年度補正予算額: 3, 402百万円】

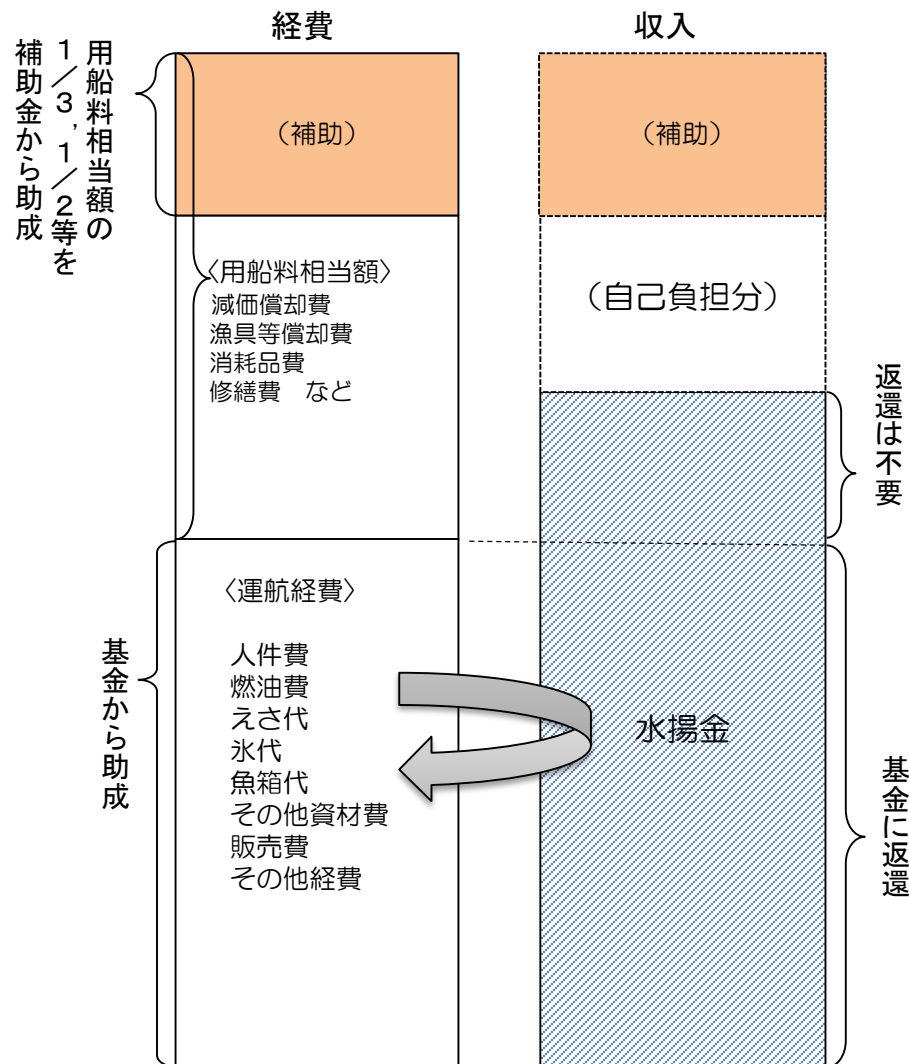
漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進するため、高性能漁船の導入等により、収益性向上の実証への取組を支援。

改革計画の策定

- ・生産者、流通・加工業者等が一体となって、地域の漁業・養殖業の改革計画を策定



もうかる漁業創設支援事業の実施



水産基盤整備事業（公共）

【15,950百万円】

対策のポイント

- ・ T P P 協定の発効を見据えて、水産物の輸出拡大を図るため、大規模流通・輸出拠点漁港において、衛生管理対策等を推進します。
- ・ 水産日本の復活に向けて、国内水産物の競争力強化を図るため、拠点漁港の衛生管理対策や水産資源の回復対策を推進します。
- ・ 自然災害に強く安全で安心な漁業地域の実現に向けて、漁業地域における防災・減災対策や長寿命化対策を推進します。

<背景／課題>

- ・ T P P 協定の発効を見据えて、高品質な我が国水産物の一層の輸出拡大を図るため、大規模流通・輸出拠点漁港において、衛生管理対策や流通機能の高度化を図ることが必要です。
- ・ 水産日本の復活を実現し、国内水産物の競争力強化を図るため、拠点漁港における衛生管理対策、水産資源を回復するための漁場整備が必要です。
- ・ 南海トラフ等の切迫した大規模地震・津波、近年の急速に発達する低気圧や台風等の異常な気象災害等による施設被害や地域産業への影響を最小限に抑えるため、漁業地域における防災・減災対策が必要です。

政策目標

- 流通拠点漁港における高度に衛生管理される水産物の取扱量の増加
(29% (平成21年度) → 概ね70% (平成28年度))
- 水産物輸出額の拡大
(1,700億円 (平成24年) → 3,500億円 (平成32年))
- 水産環境整備による水産資源の生産力向上
(概ね11万トンの増産 (平成28年度))
- 流通拠点漁港における陸揚岸壁の耐震化の推進
(20% (平成21年度) → 概ね65% (平成28年度))

<主な内容>

1. 水産物輸出促進緊急基盤整備事業

7,000百万円

大規模流通・輸出拠点漁港（特定第3種漁港等）を核とした地域において、一貫した衛生管理の下、集荷・保管・分荷・出荷等に必要な共同利用施設等を一体的に整備します。

直轄漁港整備事業
水産流通基盤整備事業

900百万円

6,100百万円

国費率：10/10、2/3、1/2

事業実施主体：国、地方公共団体等

2. 国内水産物の衛生管理や資源回復のための基盤強化対策 4, 000百万円

国内水産物の競争力強化を図るため、拠点漁港における衛生管理対策等を推進します。また、海域全体の生産力の底上げなど資源回復のための漁場整備を推進します。

フロンティア漁場整備事業	300百万円
水産流通基盤整備事業	690百万円
水産生産基盤整備事業	900百万円
水産環境整備事業	2,110百万円
国費率：10／10、1／2等	
事業実施主体：国、地方公共団体	

3. 自然災害に備えた漁港施設の防災・減災対策 4, 950百万円

地震・津波、台風等の自然災害に強く、安全で安心な漁業地域の実現に向けて、岸壁等の耐震化や粘り強い構造をもつ防波堤など漁港施設の防災・減災対策や長寿命化対策を推進します。

直轄漁港整備事業	120百万円
水産流通基盤整備事業	551百万円
水産生産基盤整備事業	1,069百万円
水産物供給基盤機能保全事業	1,280百万円
漁港施設機能強化事業	1,880百万円
水産環境盤整備事業	50百万円
国費率：10／10、1／2等	
事業実施主体：国、地方公共団体	

[お問い合わせ先：水産庁計画課 (03-3502-8491)]

水産基盤整備事業

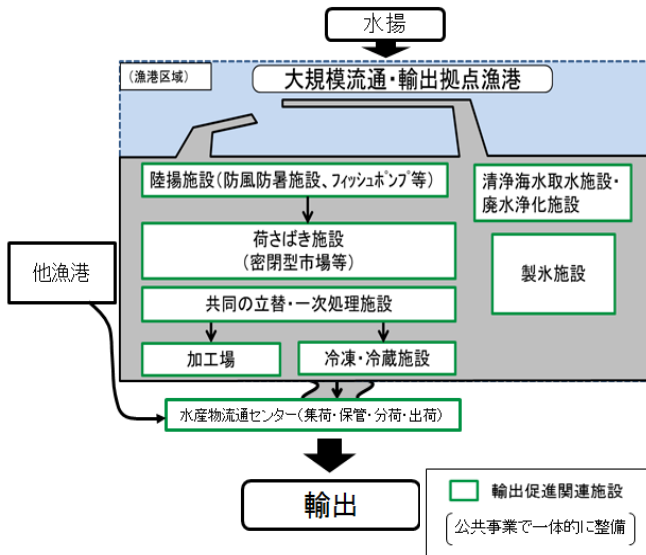
【平成28年度補正予算額：15,950百万円】

- ① TPP協定の発効を見据えて、水産物の輸出拡大を図るため、大規模流通・輸出拠点漁港において、衛生管理対策等を推進。
- ② 水産日本の復活に向けて、国内水産物の競争力強化を図るため、拠点漁港の衛生管理対策や水産資源の回復対策を推進。
- ③ 切迫した大規模地震・津波、近年の急速に発達する低気圧や台風等の自然災害に強く、安全で安心な漁業地域の実現に向けて、漁業地域における防災・減災対策や長寿命化対策を推進。

①TPP対策：7,000百万円

「大規模流通・輸出拠点漁港」(特定第3種漁港等)を核とした地域において、周辺の小規模な産地からの水産物も取り込み、一貫した衛生管理の下、集荷・保管・分荷・出荷等に必要な共同利用施設等について、一体的に整備。

大規模流通・輸出拠点漁港における施設の一体的な整備



②競争力強化：4,000百万円

国内水産物の競争力強化を図るため、拠点漁港における衛生管理対策等を推進。
また、海域全体の生産力の底上げなど資源回復のための漁場整備を推進。

拠点漁港の衛生管理対策



資源回復対策



③防災・減災対策：4,950百万円

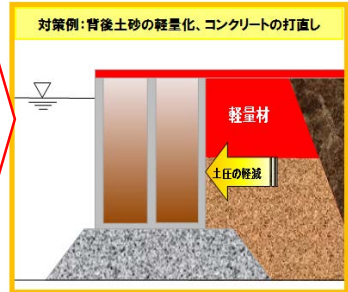
漁業地域における緊急的な防災・減災対策として、施設の耐震化や粘り強い構造を持つ防波堤等の整備や戦略的な長寿命化対策を推進。

岸壁の耐震化

地震による倒壊



対策

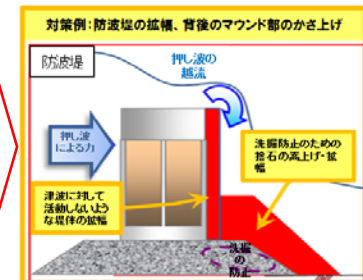


粘り強い構造を持つ防波堤

波浪による越波



対策



韓国・中国等外国漁船操業対策事業

【4, 000百万円】

対策のポイント

我が国周辺海域における外国漁船の操業に対応するための漁業者の取組を支援します。

＜背景／課題＞

- ・外国漁船による無秩序な操業は、我が国周辺水域における水産資源管理の取組や円滑な漁場利用を行う上で、大きな障害となっています。
- ・このため、外国漁船の影響を受けている漁場の機能回復や漁業者の経営安定・被害救済のための対策を支援し、我が国漁業の競争力を強化することが必要です。

政策目標

外国漁船の操業による影響を受けている漁業の経営安定

＜主な内容＞

漁業者による外国漁船の投棄漁具等の回収・処分、外国漁船の操業状況の調査・監視等の外国漁船対策を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：一般財団法人 日韓・日中協定対策漁業振興財団

[お問い合わせ先：水産庁漁業調整課 (03-3502-8469)]

韓国・中国等外国漁船操業対策事業

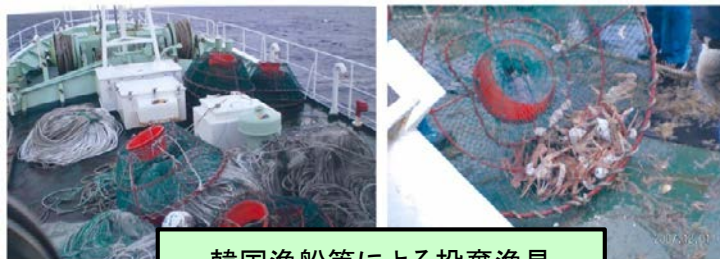
【平成28年度補正予算額:4,000百万円】

急増する韓国・中国等の漁船により影響を受けている漁場の機能回復や日韓漁業交渉中断等に伴う我が国漁業者の経営安定・被害救済のための対策を支援。

事業内容

○漁場機能回復管理協力

外国漁船の投棄漁具等の回収・処分等への支援（用船料や処分費等）



韓国漁船等による投棄漁具

○外国漁船被害救済支援

外国漁船の操業状況調査・監視、外国漁船による漁具・施設被害の復旧支援等への支援（用船料等）



○漁業経営安定化支援

緊急避泊する外国漁船による被害を軽減するための監視活動等への支援（用船料等）



事業スキーム

国

補助金（補助率：定額）

事業主体：

一般財団法人日韓・日中
協定対策漁業振興財団

- 基金の管理・運用
- 事業計画の承認及び指導・助言
- 事業計画に基づく事業実施にかかる経費の助成

事業費

事業実施者（漁協等）

- 事業計画の策定
- 事業計画に基づく事業実施

効果

- ・資源回復による漁場拡大
- ・漁業生産量の増加
- ・経営の安定

担い手経営リスク軽減緊急対策 (農林漁業セーフティネット資金の拡充)

【70百万円】

対策のポイント

英国のEU離脱に伴う不安定性や、世界経済の需要の低迷、成長の減速等のリスクが懸念されることから、農林漁業セーフティネット資金の特別枠の設定や金利負担軽減措置により、農業者の資金繰りに万全を期します。

<背景／課題>

英国のEU離脱に伴う不安定性や、世界経済の需要の低迷、成長の減速等のリスクが懸念されることから、農業者の資金繰りに万全を期します。

政策目標

担い手への資金調達の円滑化による経営感覚に優れた経営体の育成

<主要内容>

人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等が借り入れる農林漁業セーフティネット資金について、特別枠を設け、資金繰りに万全を期します。また、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

1. 対象者

人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等

2. 借入条件等

(1) 対象資金

農林漁業セーフティネット資金

(2) 融資枠

特別枠として100億円

(3) 金利負担軽減措置

貸付当初5年間実質無利子化（最大2%の引下げ）

(※ 雇用の維持を図ること等が条件)

3. 事業実施主体

民間団体

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）

[お問い合わせ先：経営局金融調整課 （03-6744-7622）]

担い手経営リスク軽減緊急対策

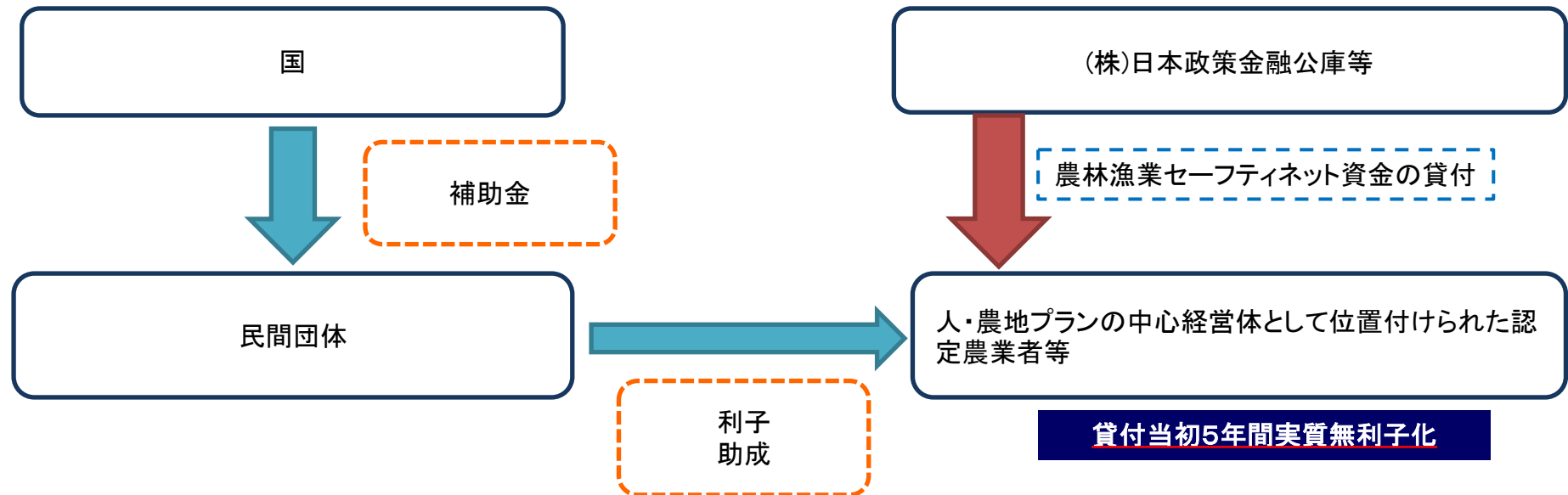
1 施策の目的

英国のEU離脱に伴う不安定性や、世界経済の需要の低迷、成長の減速等のリスクが懸念されることから、農林漁業セーフティネット資金の特別枠の設定や金利負担軽減措置により、農業者の資金繰りに万全を期します。

2 施策の概要

人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等が借り入れる農林漁業セーフティネット資金について、特別枠を設け、資金繰りに万全を期します。また、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

3 施策のスキーム



被災農業者向け経営体育成支援事業 (平成28年熊本地震)

【2, 000百万円】

対策のポイント

平成28年熊本地震による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産・加工に必要な施設の復旧及び施設の撤去等を緊急的に支援します。

<背景／課題>

平成28年熊本地震による甚大な農業被害により、農産物の生産・加工に必要な施設・機械が損壊し、農業経営の安定化に支障をきたす事態となっていることから、当該施設・機械の再建等の支援を緊急的に実施する必要があります。

政策目標

被災農業者の農業経営の維持

<主な内容>

熊本地震による農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産・加工施設の復旧等の経費を支援します。

1. 対象者

熊本地震による農業被害により農業用施設等が被災した者（市町村から被災証明を受けていること）であって、地方公共団体による支援や融資を受けて、被災施設の復旧等、又は倒壊した畜舎等の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者。

2. 支援対象

平成28年4月14日以降の以下に掲げる取組とします。

- (1) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設の復旧又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得。
- (2) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入。
- (3) (1) と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備。
- (4) 農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに附帯施設の取得（被害前と同程度のもの）又は農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに附帯施設の修繕。
- (5) 倒壊した農産物の生産に必要な施設の撤去。

※ 再建・修繕の場合に、併せて自己負担で強度の向上、規模拡大等を行うことや、被災地での再建が困難な場合における施設の設置箇所の移動は可能。

（補助率：1／2以内（4／10以内）、定額）
事業実施主体：市町村

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 （03-6744-2148）]

被災農業者向け経営体育成支援事業

熊本地震による農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産・加工施設の復旧等の経費を支援。

事業の内容

○ 事業概要

平成28年熊本地震による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産・加工に必要な施設の復旧及び施設の撤去等を緊急的に支援。

○ 補助対象メニュー

- ・ 畜舎、農業用ハウス、トラクター、コンバイン等の復旧、修繕
- ・ 倒壊した施設の撤去

○ 助成対象者

農業生産・加工用施設等が被災した者であって、農業経営を継続しようとする農業者

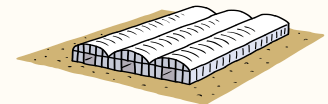
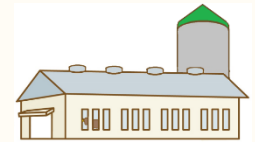
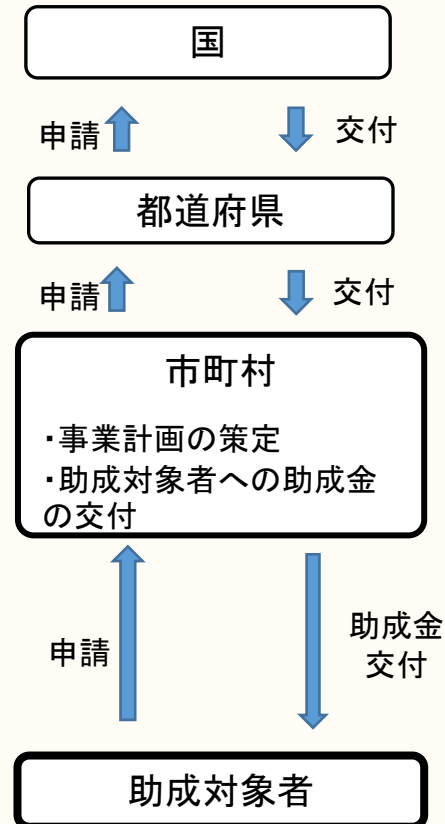
○ 補助率

事業費の1/2以内

(園芸施設共済未加入者4/10以内)

○ 事業実施主体 市町村

事業の流れ



強い農業づくり交付金 (平成28年熊本地震)

【 1 , 3 0 0 百万円 】

対策のポイント

平成28年熊本地震の被害を受けた産地に対し、共同利用施設の整備等を支援します。

< 背景 / 課題 >

- ・平成28年熊本地震の影響により、集出荷貯蔵施設等に大きな被害が発生しており、産地の農作物の出荷に大きな影響を及ぼしています。
- ・産地における農作物の出荷が円滑に行われるよう、共同利用施設の整備等の取組を支援する必要があります。

政策目標

被災産地における農業生産の回復を目指す
(農業生産が被災前に比べ概ね同程度以上に回復すること)

< 主な内容 >

被災産地の競争力強化

今般の熊本地震の被害を受けた産地における農業生産の回復に向けた取組に必要な共同利用施設の整備について支援します。

また、共同利用施設の整備に伴う被災施設の撤去・整地等の費用も支援するとともに、成果目標の緩和や交付決定前着工を認める等の特例措置を講じます。

（ 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の 1 / 2 以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等 ）

[お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室 （ 0 3 - 3 5 0 2 - 5 9 4 5 ）]

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (平成28年熊本地震)

【1, 400百万円】

対策のポイント

平成28年熊本地震の被害を受けた地域において、平場・中山間地域などにおける畜産クラスターの仕組みを活用した取組を支援します。

<背景／課題>

- ・平成28年熊本地震の影響により、畜舎等の施設、設備に加え、死亡牛も発生するなど大きな被害が発生しており、畜産経営に大きな影響を及ぼしています。
- ・このため、畜産クラスターの仕組みを活用して、平場・中山間地域など、地域の畜産関係者が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を加速化することが重要です。

政策目標

熊本地震により被害を受けた地域において、地域ぐるみで復旧及び体質強化を進める取組を推進

<主要内容>

畜産・酪農の収益力の強化を集中的に進めるため、以下の事業を支援します。
また、被災状況を踏まえ、施設整備に伴う被災施設の撤去費用も支援することともに、施設整備の上限事業費の柔軟な対応や家畜導入について購入方式も認めるといった特例措置を講じます。

1. 施設整備事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備や施設整備と一体的な家畜導入、倒壊畜舎の撤去を支援します。

2. 機械導入事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力の強化等に必要な機械のリース導入を支援します。

補助率：1／2以内
支援対象者：中心的な経営体（畜産農家等）

[お問い合わせ先：生産局畜産企画課 （03-3501-1083）]

熊本地震木材加工流通施設復旧対策事業 (平成28年熊本地震)

【160百万円】

対策のポイント

木材加工流通施設の撤去・復旧・整備を支援します。

<背景／課題>

- ・平成28年4月に発生した熊本地震では、最大震度7の地震により、製材工場の建屋や製材機械等が大きく損壊しました。
- ・今後、被災地の一刻も早い復旧を図るためには、木材加工流通施設の復旧・再建を支援することにより、地域の主な産業である林業の出荷先を確保するとともに、被災した住宅の修繕・建て替えや仮設住宅等の整備に必要な部材の速やかな供給等を確保し、地域経済の再生に資することが急務となっています。
- ・このため、木材加工流通施設の撤去・復旧・整備に対する支援に緊急的に取り組み、被災者の生活再建のための資材確保と地域経済の再生等を図る必要があります。

政策目標

被災した木材加工流通施設での安定的な生産、供給体制の再建

<主な内容>

木材加工流通施設の復旧・整備(次世代林業基盤づくり交付金) 160百万円

被災した木材加工流通施設の復旧・整備を支援します。また、被災施設の撤去等の費用も支援します。

〔 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内）
事業実施主体：民間団体等 〕

〔 お問い合わせ先：
林野庁木材産業課 （03-6744-2290） 〕

熊本地震木材加工流通施設復旧対策事業（平成28年熊本地震）

【平成28年度第2次補正予算要求額 160百万円】

概要

熊本地震で被災した木材加工流通施設の撤去・復旧・整備に対する支援に緊急的に取り組み、被災者の生活再建のための資材確保と地域経済の再生等を図る。

木材加工流通施設の復旧・整備 （次世代林業基盤づくり交付金）

- 対象：熊本地震で被災した木材加工流通施設の撤去・復旧・整備を支援
- 補助率：1／2以内
- 事業実施主体：地域材を利用する法人等



地震被害を受けた加工施設



地震被害を受けた加工施設



復旧した工場建屋



復旧した加工機械

被災した木材加工流通施設での安定的な生産、
供給体制の再建



熊本地震からの復興

強い水産業づくり交付金 (平成28年熊本地震)

【299百万円】

対策のポイント

平成28年熊本地震により被災した共同利用施設の再建（整備又は修繕）等を支援します。

<背景／課題>

- ・平成28年熊本地震により、荷さばき施設等の共同利用施設も被害を受けたところです。
- ・被災地域における水産業の速やかな復旧を図る上で、共同利用施設の整備やノリ乾燥機の地域ぐるみで行う計画的・効率的な復旧を強い水産業づくり交付金において支援する必要があります。

政策目標

被災地域における漁業生産の復興を目指す（漁業生産が被災前に比べて概ね同程度以上に回復すること）

<主な内容>

1. 熊本地震被災水産業共同利用施設整備等対策事業 262百万円

平成28年熊本地震で被災した地域における漁業生産回復に向けた取組に必要な共同利用施設の再建について支援します。

また、共同利用施設の整備に伴う被災施設の撤去等の費用も特例的に支援します。

（ 交付率：県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：県、市町村、水産業協同組合等 ）

2. 熊本ノリ養殖業経営再開準備緊急支援対策事業 38百万円

平成28年熊本地震で被災したノリ乾燥機の地域ぐるみで行う計画的・効率的な点検・整備について支援します。

（ 交付率：定額（1／2以内）
事業実施主体：県、漁連等により組織される協議会 ）

（ お問い合わせ先：
1の事業 水産庁防災漁村課 （03-6744-2391）
2の事業 水産庁栽培養殖課 （03-3502-0895） ）

強い水産業づくり交付金(平成28年熊本地震)

【平成28年度補正予算額: 299百万円】

- ① 平成28年熊本地震により荷さばき施設等の施設が被害を受けたことから、被災地域における水産業の速やかな復旧を図るため、被災した水産業共同利用施設の整備又は修繕等を支援する。
- ② 平成28年熊本地震で被災したノリ産地全体を計画的・効率的に復旧するため、ノリ乾燥機を点検・整備するための計画の策定及び点検・整備に係る掛増し経費を支援する。

- ①熊本地震被災水産業共同利用施設整備等対策事業
被災した水産業共同利用施設の整備又は修繕等を支援

(対象施設の例)

・荷さばき施設(ノリ集荷施設・倉庫)



施設外壁及び内壁、天井等破損

・養殖施設(ウナギ養殖池)



養殖池の破損等

- ②熊本ノリ養殖業経営再開準備緊急支援対策事業
ノリ乾燥機を点検・整備するための計画の策定及び点検・整備に係る掛増し経費を支援

ノリ乾燥機



ノリ産地全体を計画的・効率的に復旧するための
(1) 点検計画の策定
(2) 点検・整備に係る係増し経費
を支援

農林水産業共同利用施設災害復旧事業 (平成28年熊本地震)

【280百万円】

対策のポイント

平成28年熊本地震により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費の一部を国が負担します。

＜背景／課題＞

- ・平成28年熊本地震により、農林水産業共同利用施設^{*1}に甚大な被害が発生しています。
- ・熊本県の基幹産業である農林水産業の早期復旧を図るため、被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧が必要です。

※1 農林水産業共同利用施設とは、農業協同組合等が所有する農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等のこと。

政策目標

被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧

＜主な内容＞

平成28年熊本地震により被災した農林水産業共同利用施設の復旧を以下の条件で実施します。

なお、当該災害は、すでに「平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」で激甚災害に指定され、かつ激甚災害法第6条の措置が適用されているため、補助率の引上げが行われます。

(1) 事業対象となる施設の所有者

農業協同組合等

(2) 助成対象

農業協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設で、1箇所の工事の費用が40万円（激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域（告示地域）内にあつては13万円）以上の災害復旧事業

(3) 補助率等（暫定法第3条、激甚災害法第6条）

区 分		採択基準	補 助 率 等	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
激 甚 災 害	告 示 地 域 ^{*2}	13万円以上	4／10	9／10
	その他の地域	40万円以上	3／10	5／10

※2 告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域

〔 補助率：5／10、3／10
事業実施主体：農業協同組合等 〕

[お問い合わせ先：大臣官房文書課災害総合対策室（03－6744－2142）]

治山事業（公共）

【10,000百万円】

対策のポイント

熊本地震をはじめとする地震や集中豪雨等により発生した荒廃山地等の復旧、山地災害の危険性が特に高い地区の事前防災・減災対策を推進します。

<背景／課題>

- ・地震や集中豪雨等による山地災害が全国各地で頻発しており、国民の生命・財産を守るため、さらなる災害の発生防止に向けて、荒廃山地の復旧等を実施する必要があります。
- ・また、平成28年熊本地震が発生し、熊本県を中心とした九州地方では、山地災害により人命・財産が失われるなど甚大な被害が生じており、治山対策により被災した森林を早急に復旧整備する必要があります。

政策目標

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加
(5.5万集落（平成25年度）→5.8万集落（平成30年度）)

<主な内容>

1. 災害対応の強化・老朽化対策

10,000百万円

地震や集中豪雨等に起因する激甚な山地災害の発生等を踏まえ、荒廃山地の復旧整備や、事前防災・減災のための予防治山対策を推進するとともに、治山施設の機能を将来にわたって発揮するための老朽化対策を推進します。

2. 熊本地震からの復旧

10,000百万円の内数

地震により発生した山地災害箇所等であって、今後の降雨等により崩壊等が拡大するおそれがあり緊急に対応が必要な森林について、早急に復旧整備を実施します。

復旧治山事業	8,545百万円
緊急予防治山事業	150百万円
国費率：10／10、1／2等	
事業実施主体：国、都道府県	

[お問い合わせ先：林野庁治山課（03-6744-2308）]

治山事業

平成28年度補正予算額：
治山事業 100億円

熊本地震をはじめとする地震や集中豪雨等により各地で山地災害が発生しており、さらなる災害の発生防止に向けて、荒廃山地の復旧等を推進するとともに、山地災害の危険性が特に高い地区の事前防災・減災のための予防治山対策等を推進。

課 題

【集中豪雨等による被害】

近年、集中豪雨や地震による山地災害が各地で頻発。本年においても6月20日からの梅雨前線に伴う大雨による被害などにより各地で山地災害が発生。



大分県九重町長井野地区



岡山県笠岡市水葉地区

【平成28年の林地荒廃被害】（平成28年8月1日現在）

林地荒廃 1,402箇所 被害額 580億円 ※熊本地震被害含む

【熊本地震の発生】

平成28年熊本地震により、広範囲にわたって大規模な山腹崩壊が発生し、甚大な被害が発生。



熊本県大津町古城地区



大分県由布市由布岳地区

【平成28年熊本地震の被害】（平成28年7月28日現在）

林地荒廃 433箇所 被害額 348億円 死者 49名

対 策

○災害対応の強化・老朽化対策

地震や集中豪雨等に起因する激甚な山地災害の発生等を踏まえ、荒廃山地の復旧整備や事前防災・減災のための予防治山対策、老朽化対策を推進

復旧対策



予防対策



○熊本地震からの復旧

地震により発生した山地災害箇所等であって、今後の降雨等により、崩壊等が拡大するおそれがあり緊急に対応が必要な森林について、早急に復旧整備を実施

復旧対策



漁港海岸事業（公共）

【50百万円】

対策のポイント

津波、高潮等による被害で、人命や国民の生活に大きな支障が生じるおそれのある地域において、海岸保全施設の整備を推進し、災害対応の強化を図ります。

<背景／課題>

- ・我が国は台風の常襲地帯であり、かつ地震多発地帯にあるため、高潮や津波による海岸災害が頻発しています。また、海岸侵食も全国的に顕在化しています。
- ・大規模自然災害に対して、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を強化していく必要があります。
- ・熊本地震や東日本大震災からの復興や防災対応の強化などの加速を図る必要があります。

政策目標

- 安全で活力ある漁村づくり
- 漁業地域の防災機能・減災対策の強化
- 海岸堤防の整備率 69%（平成32年度）

<主な内容>

海岸保全施設整備事業（高潮対策事業）

50百万円

南海トラフなどの自然災害リスクが高い箇所の海岸について、堤防の嵩上げや耐震対策等を緊急的に実施します。

（補助率：2／3等
事業実施主体：地方公共団体）

[お問い合わせ先：水産庁防災漁村課（03-3502-5304）]

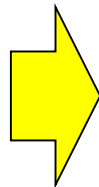
津波、高潮対策等を推進するための海岸保全施設の整備

南海トラフなどの自然災害リスクが高い箇所の海岸について、堤防の嵩上げや耐震対策等を緊急的に実施することにより、災害対応の強化を図る。

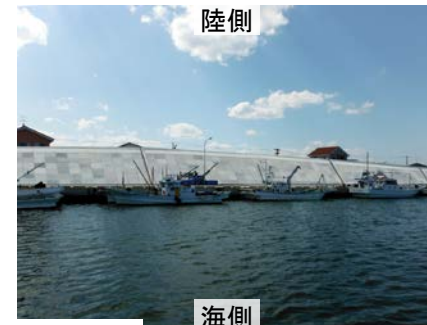
【津波対策】



津波浸入状況(平成23年 宮城県渡波漁港海岸)



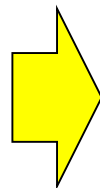
海岸堤防による津波浸入の防止



【高潮対策】

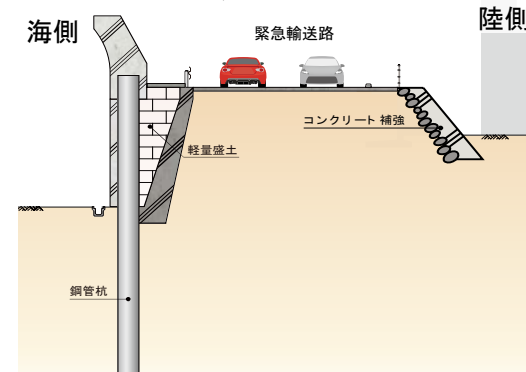


台風による高波災害
(平成16年 大分県臼杵漁港海岸)



堤防嵩上げによる越波の防止

【海岸保全施設の耐震対策のイメージ】



特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【150百万円】

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や阿蘇山などの活火山の急激な活発化に伴う降灰等により農作物等への被害や影響が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

降灰による農作物等への被害が発生するおそれのある農地の減少

<主な内容>

災害に強い農村づくりを推進するため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備やその他関連して行う基盤整備等を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村、農業者が組織する団体等

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす農業経営に著しい影響
- このため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を実施し、災害への対応体制を強化

事業内容

- ① 降灰による被害の防除又は最小化に必要な共同利用施設の整備等を実施
- ② 関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



被害を防除・最小化させるために必要な洗淨用機械施設整備等を実施

【②関連整備等】



整備効果を一層促進させるため、洗淨用水の供給施設等の関連整備等を一体的に実施

補助率等

農業者が組織する団体等が行う事業に対して、事業費の1／2以内を補助

農林水産省



計画主体
(都道府県)



事業実施主体

事業の対象

- 活動火山対策特別措置法に基づき、都道府県知事が策定する防災営農施設整備計画の対象地域内の、市町村、農業協同組合、農業生産法人、農業者が組織するその他の団体等

災害復旧等事業（公共）

【71,304百万円】

対策のポイント

地震、豪雨等により被災した農林水産業施設・公共土木施設を早期に復旧するため、災害復旧等事業を実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、平成28年においても4月の熊本地震など多くの災害が発生しています。
- ・生産活動の維持や国土の保全、地域の安全・安心の確保を図るため、被災した施設の早期復旧が必要です。
- ・また、被災地域において再度災害のおそれがある場合、施設の復旧に併せて隣接施設等の改築・補強等が必要です。

政策目標

被災した農林水産業施設・公共土木施設の速やかな復旧整備

<主な内容>

1. 熊本地震からの復旧・復興

（1）災害復旧事業

54,741百万円の内数

熊本地震により被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施します。

農業施設災害復旧事業	41,077百万円の内数
山林施設災害復旧事業	9,243百万円の内数
漁港施設災害復旧事業	4,421百万円の内数
国費率・補助率：6.5／10、5／10、2／3等	
事業実施主体：国、地方公共団体等	

（2）災害関連事業

16,563百万円の内数

再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて隣接施設等の改築又は補強等を実施します。

農業施設災害関連事業	475百万円の内数
山林施設災害関連事業	16,043百万円の内数
漁港施設災害関連事業	45百万円の内数
国費率・補助率：2／3、50／100等	
事業実施主体：国、地方公共団体等	

2. 防災・安全対策の加速

(1) 災害復旧事業

54,741百万円

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施します。

農業施設災害復旧事業	41,077百万円
山林施設災害復旧事業	9,243百万円
漁港施設災害復旧事業	4,421百万円
国費率・補助率：6.5/10、5/10、2/3等	
事業実施主体：国、地方公共団体等	

(2) 災害関連事業

16,563百万円

再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて隣接施設等の改築又は補強等を実施します。

農業施設災害関連事業	475百万円
山林施設災害関連事業	16,043百万円
漁港施設災害関連事業	45百万円
国費率・補助率：2/3、50/100等	
事業実施主体：国、地方公共団体等	

お問い合わせ先：

農業施設に関すること	農村振興局防災課	(03-6744-2211)
山林施設に関すること	林野庁治山課	(03-3501-4756)
漁港施設に関すること	水産庁防災漁村課	(03-3502-5638)

重要病害虫緊急防除対策事業

【1, 999百万円】

対策のポイント

平成27年、北海道網走市で我が国で初めて確認されたジャガイモシロシストセンチュウの根絶に向けた防除対策を実施します。

<背景／課題>

- ・平成27年8月、北海道網走市において、ばれいしょ生産に重大な被害を及ぼすおそれのあるジャガイモシロシストセンチュウが我が国で初めて確認されました。
- ・本線虫の発生が全国に拡大した場合、我が国でばれいしょが生産できなくなるといった事態を引き起こしかねないため、発生が限定的な現時点において、根絶に向けた取組を実施する必要があります。

政策目標

ジャガイモシロシストセンチュウのまん延防止・根絶

<主な内容>

1. 発生範囲の特定のための調査

ジャガイモシロシストセンチュウの発生範囲を調査し、本線虫のまん延防止・根絶を図る区域を特定します。

2. 根絶のための防除対策の実施

ジャガイモシロシストセンチュウの発生している区域において、根絶のための防除対策（土壌消毒の実施、対抗植物（ハリナスビ等）植栽の準備、ジャガイモシロシストセンチュウ寄主植物の廃棄）を実施し、まん延防止・早期根絶を図ります。

（ 交付率：10／10
事業実施主体：都道府県 ）

[お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課 （03－6744－9644）]

重要病害虫緊急防除対策事業

事業のポイント

- 重要病害虫が侵入した場合、まん延防止・根絶を早期に実施することが重要
- 平成27年に我が国において初めて確認されたジャガイモシロシストセンチュウの緊急的な防除対策を実施
- ばれいしょ生産に重大な被害を及ぼすおそれのあるジャガイモシロシストセンチュウのまん延防止とその早期根絶により、安全な生産環境を整え、我が国農業の安定生産を確保

【重要病害虫への対応】

重要病害虫
の発生

重要病害虫発生時対応基本指針
侵入病害虫の初動調査・防除を国と
都道府県が協力して実施

緊急防除の実施
(植物防疫法に基づく国の責務)
国内の農作物に大きな被害を与えるお
それがある病害虫を根絶するため、集
中的な防除を実施

【事業の仕組み】

国

- ・植物防疫法に基づく
緊急防除の決定
- ・必要な経費を交付

都道府県

- ・発生範囲特定のため
の調査の実施
- ・根絶のための防除の
実施
- ・寄主植物の廃棄

【具体的な支援】

○発生範囲の特定のための調査



土壌調査
(カップ検診)



植物検診
(抜取り調査)

○根絶のための防除対策の実施

- ・薬剤による土壌消毒の実施
- ・対抗植物の植栽の準備 など

* 対抗植物を植栽した場合のイメージ

幼虫：
侵入ステージ



自滅的な
ふ化を誘導



ハリナスビ
(寄主植物でない)

シストのふ化を
促す物質を分泌

寄主植物がないと
数か月で死滅

○重要病害虫の新たな発生に対し機動的に対応し、まん延防止や根絶を迅速に実施し国内農業生産を守る！